知多市教育委員会告示第７号

知多市就学援助費支給要綱（平成２４年知多市教育委員会告示第７号）の一部を次のように改正する。

令和６年３月２５日

知多市教育委員会

教育長　永　井　清　司

第２条第２項第１号中「合計額」の次に「（給与所得又は公的年金等所得のある者については、総所得金額から１０万円（給与所得額と公的年金等所得額の合計が１０万円未満の場合はその額）を控除した額）」を加え、「基準生活費」を「需要額（基準生活費、教育扶助基準額及び住宅扶助基準額の合計額）」に改め、同項第２号中「災害等」を「災害」に改め、同項第３号中「掲げるもののほか生活状態が悪く、」を「掲げるもののほか、生活状態が悪く」に改め、「必要性を」を「必要があると」に改める。

第４条第２項中「別表第１４　新入学学用品費の項」を「別表第１の４　新入学学用品費の項」に改め、「次の者」を「次に掲げる者」に改める。

第５条第８項中「別表第２４　新入学学用品費の項」を「別表第２の４　新入学学用品費の項」に改める。

第８条第２項中「別表第１５　医療費の項」を「別表第１の５　医療費の項」に改める。

附　則

この要綱は、令和６年４月１日から施行する。